

議案第6号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種別及び病床数
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓内科 呼吸器内科 消化器内科 血液内科 糖尿病・内分泌・代謝内科 腫瘍内科 外科 消化器外科 呼吸器 ・乳腺・内分泌外科 心臓 血管外科 脳神経外科 小 児外科 整形外科 形成外 科 精神科 小児科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リ ハビリテーション科 放射 線科 病理診断科 臨床検 査科 救急科 歯科 ^く 口腔外 科 麻酔科	一般病床 504床 結核病床 10床 感染症病床 4床
鳥取県立	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器 内科 循環器内科 脳神経	一般病床 300床 感染症病床 4床

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設（以下「病院」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県立中央病院	鳥取市	内科 神経内科 心臓内科 呼吸器内科 消化器内科 血液内科 糖尿病・内分泌・代謝内科 腫瘍内科 外科 消化器外科 呼吸器 ・乳腺・内分泌外科 心臓 血管外科 脳神経外科 小 児外科 整形外科 形成外 科 精神科 小児科 皮膚 科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻いんこう科 リ ハビリテーション科 放射 線科 病理診断科 臨床検 査科 救急科 歯科 ^く 口腔外 科 麻酔科	一般病床 結核病床 感染症病床
鳥取県立	倉吉市	内科 呼吸器内科 消化器 内科 循環器内科 脳神経	一般病床 感染症病床

厚生
病院

内科 外科 消化器外科
心臓血管外科 脳神経外科
整形外科 精神科 小児
科 皮膚科 泌尿器科 産
婦人科 眼科 耳鼻いんこ
う科 リハビリテーション
科 放射線科 病理診断科
麻酔科

厚生
病院

内科 外科 消化器外科
心臓血管外科 脳神経外科
整形外科 精神科 小児
科 皮膚科 泌尿器科 産
婦人科 眼科 耳鼻いんこ
う科 リハビリテーション
科 放射線科 病理診断科
麻酔科

別表第1 (第5条関係)

1～6 略

7 非紹介患者加算料

区分			金額	
			非課税とされ る助産に係る 資産の譲渡等 に係るもの	非課税とされ る助産に係る 資産の譲渡等 以外の資産の 譲渡等に係る もの
選定療養のうち 初診に係るもの	鳥取 県立 中央	医 科	1回につき 5,000円	1回につき 5,400円
		歯	1回につき	1回につき

別表第1 (第5条関係)

1～6 略

7 非紹介患者初診加算料

区分		金額
健康保険法第63 条第2項第5号 及び高齢者の医	鳥取県立 中央病院	初診料算定1回につき 2,700 円

	病院	科	3,000円	3,240円
	鳥取県立 厚生病院		1回につき 1,500円	1回につき 1,620円
選定療養のうち 再診に係るもの	鳥取 県立 中央 病院	医 科	1回につき 2,500円	1回につき 2,700円
		歯 科	1回につき 1,500円	1回につき 1,620円

8～10 略

備考

- 1 略
- 2 この表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。
- 3 この表において「選定療養」とは、健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養をいう。

療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診に係るもの	鳥取県立 厚生病院	初診料算定1回につき 1,620円
---	--------------	----------------------

8～10 略

備考

- 1 略
- 2 6の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年鳥取県条例第38号）の施行の日から施行する。